

第36回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 2番, 3番)

開催期日 平成29年6月29日

第36回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 平成29年6月29日(木) 午前9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 田村繁則

書記

栗山町農業委員会事務局 藤沢祐之

本日の出席委員

1番 井内 弘	10番 鳥村 正行
2番 桂 一照	11番 木内 浩一
3番 清水 哲雄	12番 小川 信一
4番 蔵田 信幸	13番 淵野 巖
5番 篠田 勝	14番 青山 悟
6番 長谷川 誠	15番 中島 信之
7番 笹谷 和広	16番 吉田 寿栄
8番 亀田 孝	17番 田村 繁則
9番 藤田 淳	

本日の欠席委員 なし

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉川 道也
〃	事務局 参与	藤沢 祐之
〃	事務局 員	名内 隆
〃	事務局 員	仁平 竜太

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 92号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	報告第 93号	農地法第5条の規定による一時転用の完了届けについて
6	報告第167号	土地の現況証明願いについて
7	議案第168号	農用地利用集積計画（案）について
8	議案第169号	買入協議を行う旨の通知の要請について
9	議案第170号	栗山町農業委員会会議規則の一部改正について
10	議案第171号	栗山町農業委員会部会設置要綱の一部改正について
11		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第36回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員17名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

(会長)

6月に入りまして雨が続き、冷たい北風が吹いたり農作物の生育への影響が懸念されるところですが、委員のみなさんおかれましては大変お忙しい中お集まりいただき大変ありがとうございます。それでは第36回、今期最後の総会を始めさせていただきたいと思います。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、2番桂委員、3番清水委員を指名いたします。よろしく願います。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。6月20日から21日まで、平成29年第3回栗山町議会定例会が開催され、田村会長が出席しております。6月22日、現地調査を長谷川委員、木内委員、青山委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第92号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第92号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は2件でございます。

番号1 所在 ○○153番地5 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積2,444㎡外3筆 畑3筆3,722㎡ 計4筆6,166㎡でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 使用貸借 契約年月日 平成27年7月6日 契約期間 平成27年7月31日から平成32年11月30日 解約通知日 平成29年6月21日 通知者 貸主 字○○540番地 ○○○○ 借主 字○○1番地126 ○○○○○○ 株式会社 代表取締役 ○○○○ となっています。

番号2 所在 字○○138番地1 地目につきましては公簿、現況ともに畑 面積15,145㎡外12筆 田8筆77,240㎡ 畑5筆18,730.54㎡ 計13筆95,970.54㎡でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 使用貸借 契約年月日 平成29年1月31日 契約期間 平成29年1月31日から平成29年11月30日 解約通知日 平成29年6月21日 通知者 貸主 字○○352番地 ○○○ 借主 字○○592番地 ○○○○ 株式会社 代表取締役 ○○○○ この通知につきましては、後程ご協議いただきます保有合理化事業に係るものでございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第93号「農地法第5条の規定による一時転用の完了届けについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第93号 農地法第5条の規定による一時転用の完了届けについて 農地法第5条の規定による一時転用の許可指令があった土地について、事業完了届け出がありましたので次のとおり報告する。今回は2件でございます。

番号1 関係農地法 第5条 貸主住所・氏名 字〇〇728番地1 〇〇〇 借主住所・氏名 字〇〇169番地46 株式会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇
一時転用した土地 許可指令年月日及び指令番号 平成27年12月18日 栗農第5-63号 所在 字〇〇187番地2 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積9,932㎡外1筆 計2筆19,442㎡でございます。工事完了年月日 平成29年5月31日 完了届出年月日 平成29年5月31日でございます。

番号2 関係農地法 第5条 貸主住所・氏名 字〇〇90番地 〇〇〇〇 借主住所・氏名 〇〇町〇〇1133番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 一時転用した土地 許可指令年月日及び指令番号 平成28年5月17日 栗農第5-65号 所在 字〇〇83番地の内 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積8,972㎡外4筆 計田5筆18,898㎡でございます。工事完了年月日 平成29年5月31日 完了届出年月日 平成29年6月6日でございます。なお本件は、現地調査を実施済みであることを申し添えます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第167号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第167号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は2件の願い出でございます。

番号1 所在 〇〇3丁目159番地 公簿畑 現況農地外 面積320㎡ 利用状況 宅地として利用 所有者 〇〇3丁目159番地 〇〇〇〇 願出人 〇〇3丁目159番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号2 所在 字〇〇103番地24 公簿田 現況農地外 面積1,636㎡ 利用状況 宅地として利用 所有者 字〇〇83番地3 〇〇〇〇 願出人 字〇〇83番地3 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(14番 青山)

平成29年5月30日 第35回農業委員会後に提出のあった現況証明の願い出に基づき、6月22日に長谷川委員、木内委員、吉川局長、藤沢参与、名内主査同行のもと現地調査を行いました。番号1番・2番とも願い出どおりの地目であることを確認してきております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局、現地調査班長より報告がありましたが、何か質問、意見はございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第167号土地の現況証明願いについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第167号については原案どおり決定といたします。

日程7 議案第168号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第168号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は使用貸借1件であります。

整理番号29使18-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇540番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 字〇〇540番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年6月21日 利用権を設定する土地 所在 〇〇153番地5 現況地目 田 面積 2,444 m²外3筆 畑3筆 3,722 m² 計4筆 6,166 m² でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間平成29年6月30日から平成34年11月30日の5年5カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱・小麦で、構成員は男1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

はい。使用貸借1件の説明が終わりましたので審議したいと思います。

整理番号29使18-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29使18-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29使18-1は原案どおり決定いたします。

日程8 議案第169号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第169号 買入協議を行う旨の通知の要請について、下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすよう要請することについて意見を諮う。今回の申し出は1件です。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇352番地 〇〇〇 申出年月日 平成29年6月21日 申出地所在 字〇〇138番地1 地目といたしまして 公簿、現況とも畑面積15,145㎡外12筆 田8筆77,240㎡ 畑5筆18,730㎡ 計13筆95,970㎡でございます。以上です。

(議 長)

はい。事務局から提案理由の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第169号については原案どおり決定いたします。

日程9 議案第170号「栗山町農業委員会会議規則の一部改正について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第170号 栗山町農業委員会会議規則の一部改正について 栗山町農業委員会会議規則の一部を次のように改正することの承認を求める。平成29年6月29日提出別紙として、栗山町農業委員会会議規則の新旧対照表を添付してございます。本件につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、委員の選出方法が選挙制から任命制に変更されたことに伴う文言整理でございます。

それでは、別紙の新旧対照表をご覧ください。第5条で「一般選挙」を「委員の任期満了による任命後」に改め、第10条では「在任する選挙による」を「現に在任する」に改正するものです。13条では、引用条項の変更により、「第24条第1項」を「第31項第1項」に改正するものです。この規則改正は7月20日をもって施行するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

(議長)

はい。議案第170号について、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第170号 栗山町農業委員会会議規則の一部改正について 原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第170号については原案どおり決定といたします。

日程10 議案第171号「栗山町農業委員会部会設置要綱の一部改正について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第171号 栗山町農業委員会部会設置要綱の一部改正について 栗山町農業委員会部会設置要綱の一部を次のように改正することの承認を求める。平成29年6月29日提出 別紙として、栗山町農業委員会部会設置要綱の新旧対照表を添付してございます。それでは、別紙の新旧対照表をご覧ください。本件につきましては、農業委員定数が17名から18名に変更されたことに伴い、農地部会の定員を6名から7名に改正するものです。この規則改正は7月20日をもって施行するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

(議長)

はい。議案第171号について、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第171号 栗山町農業委員会部会設置要綱の一部改正について 原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第171号については原案どおり決定といたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終了でございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は7月20日の木曜日 午後2時30分から、現地調査につきましては7月13日の木曜日 午前9時30分から 第5班 藤田委員、小川委員、吉田代理にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前10時15分終了)